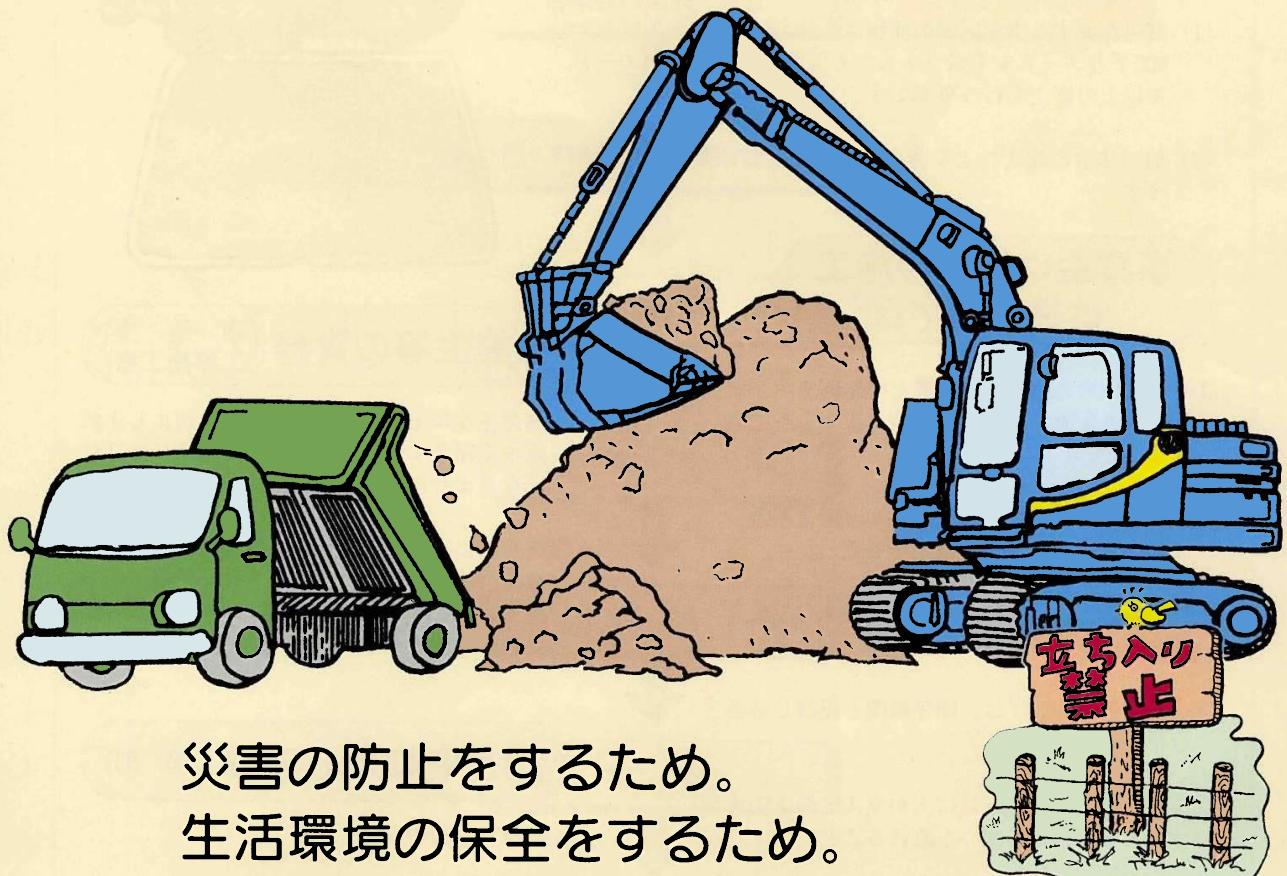


土砂等による土地の埋立て等は
許可が必要です!!

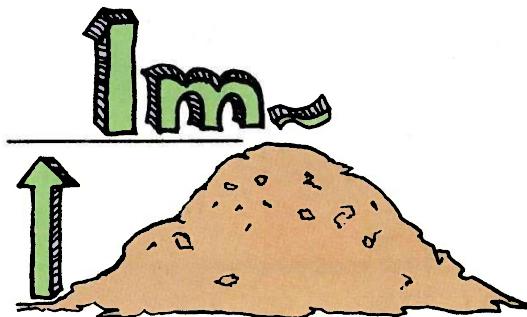
これから土地の埋立て等をしようとして
いる人は、必ず事前に相談をお願いします。



災害の防止をするため。
生活環境の保全をするため。
市民の生命財産を守るため。

都市整備部都市計画課

必ず手続きを!!



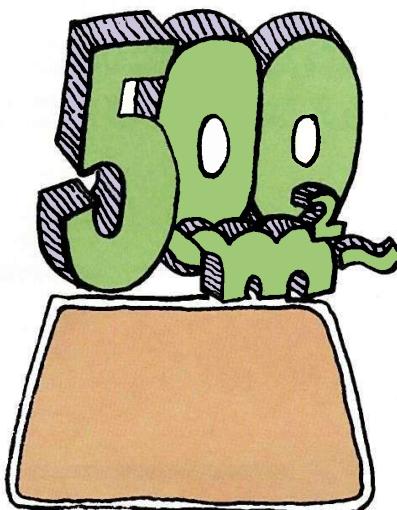
どんなときに（適用範囲）

- (1) 許可を要する事業区域の面積は、500平方メートル以上と500平方メートル未満であっても現況地盤高より1メートル以上の盛土を行う事業です。
- (2) 他の法令の規定による許可又は認可を受けた事業は除きます。

事業主は工事の施工に当たっては

- ①事前公開のため、計画概要と経路図を示した掲示板を配置し、周辺関係者に説明会を実施すること。
- ②工事の施工に当たっては粉じん、騒音振動、土砂の流出等の防止対策をすること。
- ③作業時間は、原則として午前9時から午後5時までとすること。
- ④交通対策については、関係機関と協議し必要な措置を講ずること。
- ⑤事業区域には、みだりに人が立入るのを防止することのできる囲いを設けること。
- ⑥事業区域と隣接地の距離は災害時に備え、十分な保安距離を保つこと。
- ⑦市民の生命及び財産に関する危害、迷惑を防止するため必要な措置を講ずること。
- ⑧工事中は、現場責任者を常駐させ、万一災害が発生した場合は、責任をもって解決に当たること。

平成8年12月1日から「土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を施行



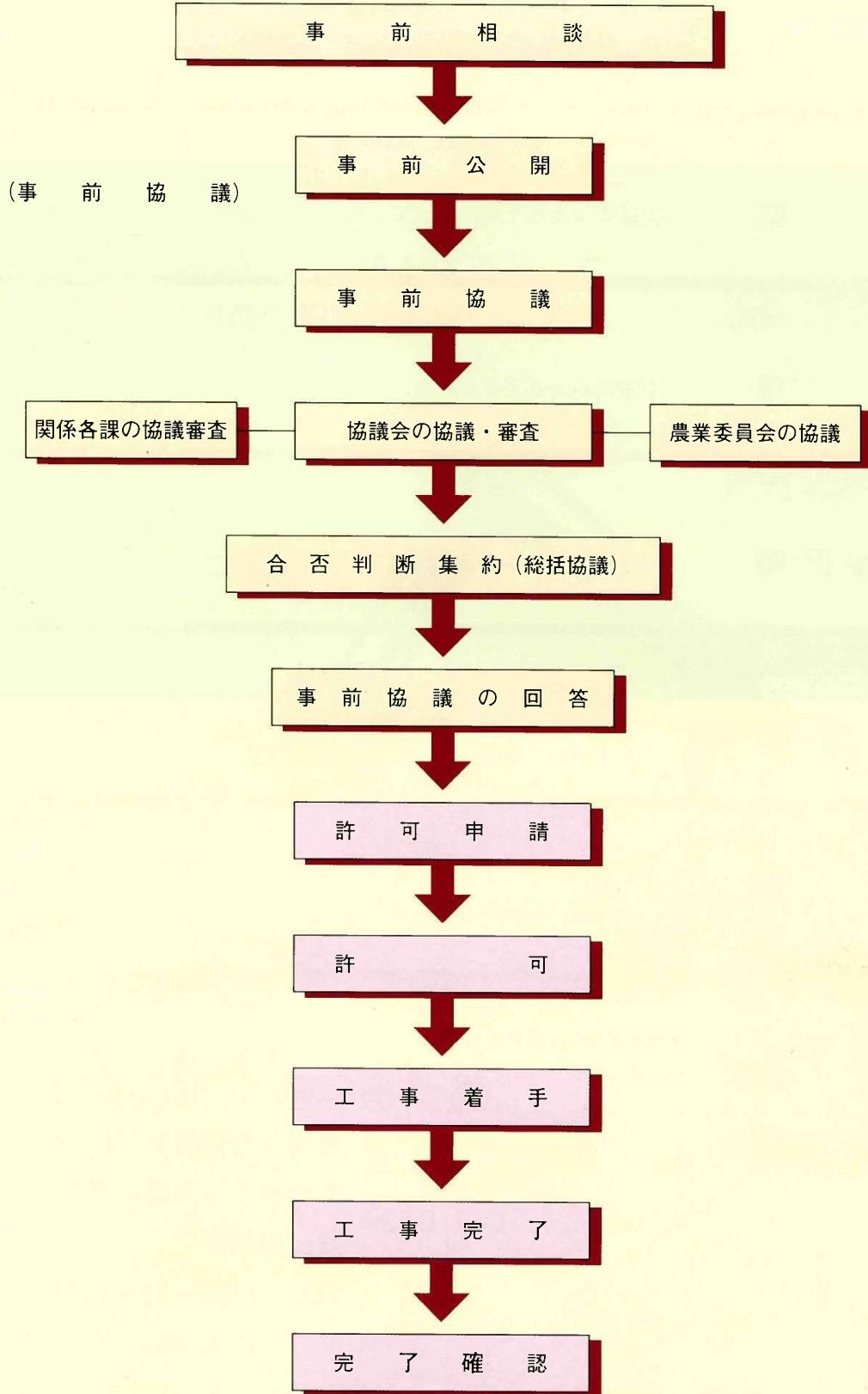
事業主等の責務（事業主 工事施工者）

- ①事業主及び工事施工者は、災害を防止し生活環境を保全するため万全の措置を講じなければなりません。
- ②あらかじめ施工にかかる土地周辺関係者の理解を得るように務めるとともに、苦情・紛争が生じたときは誠意をもって解決に当たなければなりません。

違反者に対しては（罰則）

- ①許可を取消す。
- ②事業の工事停止、期限を定めて現状回復その他災害の防止又は生活環境の保全上必要な措置を命令する。
- ③施工基準に適合するよう必要な改善を命ずる。
- ④違反事実の公表をする。
- ⑤拘禁刑または罰金を科す。

埋立て等事業の審査フロー



用語の定義

土砂等

土砂、山砂、川砂、海砂その他の土地の埋立て等の用に供する物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。

事業

土砂等による土地の埋立て、盛土および切土を行うことをいう。

工事

事業にかかる工事をいう。

事業区域

事業を施工する土地の区域をいう。

事業主

事業にかかる土地の所有者または自らその工事を施工する者もしくは工事の請負契約の注文者をいう。

工事施工者

工事の請負契約の請負人をいう。

大切な土地を生かすのはあなた次第です。
無秩序な埋立てはやめましょう。

お問い合わせ先

青梅市東青梅1-11-1

青梅市都市整備部

都市計画課開発指導係

TEL 0428-22-1111

内線 2524、2525

